

川崎市消防手数料条例の一部改正等について

＜市民の皆様から御意見を募集します＞

東日本大震災のような震災時等には、ガソリン等の危険物を取扱う施設が被害を受けることにより、原料供給や物流が停止し、住民の生活に深刻な影響が生じることは必至であることから、より早い災害復興を目的として、危険物の臨時的な貯蔵・取扱い等に係る手数料について、減免等の措置をできるようにするための「川崎市消防手数料条例」の一部改正等について、市民の皆様の御意見を募集します。

1 意見募集の期間

平成26年6月9日（月）から平成26年7月10日（木）まで

※郵送の場合は、平成26年7月10日（木）付けの消印まで有効です。

2 関連資料の閲覧場所

- (1) 川崎市消防局予防部危険物課
- (2) 情報プラザ（市役所第3庁舎2階）
- (3) 各区役所（市政資料コーナー）
- (4) 川崎市公式ホームページ

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙（意見書）を用いて、御意見を提出してください（その他の形式により、御提出いただいても構いません。）。

(1) 郵送・持参

宛先 〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局予防部危険物課 宛（消防局総合庁舎7階）

(2) FAX

FAX番号 044（223）2795（川崎市消防局予防部危険物課）

(3) 電子メール

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」のページにアクセスし、案内に従って、専用フォームを御利用ください。

《注意事項》

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載頂きました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

4 問い合わせ先

川崎市消防局予防部危険物課 電話番号：044（223）2738

意見書			
題名	川崎市消防手数料条例の一部改正等について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所(又は所在地)*区名まで			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)
政策等に対する意見			
・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。 ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。 ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。			
提出先			
部署名	川崎市消防局予防部危険物課		
電話番号	044-223-2738	FAX番号	044-223-2795
住所	〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7		

川崎市消防手数料条例の一部改正等（案）の概要について

1 改正の背景・目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、ガソリンスタンド等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた給油・注油や危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵など平常とは異なる対応が必要になり、消防法第10条第1項ただし書に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

このような状況を踏まえ、総務省消防庁において震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方が検討され、安全対策や手数料の減免措置等の手続きについて通知されました。

現在、首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念されており、このような震災時には東日本大震災と同様の状況が予測され、原料供給や物流が停止し、住民の生活に深刻な影響が生じることは必至であることから、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の申請に係る手数料について、減免又は徴収猶予の措置をすることにより被災者の費用負担を軽減し、より迅速な災害復興を図ることを目的とします。

改正による効果

- ・被災者の費用負担の軽減
- ・手数料徴収事務の省略による手続きの迅速化



より早い災害復旧活動が可能になる

消防法第10条第1項ただし書に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で取り扱うことは禁止されていますが、所轄消防署長の承認を受けた場合は、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱うことができます。



※ 指定数量とは、消防法で定められた危険物について、その危険性を勘案して危険物の規制に関する政令別表第3に定める数量であり、この数量が危険物規制を受ける基準になっています。
(例) ガソリン 200L、灯油・軽油 1,000L、重油 2,000L

2 改正（案）の概要

「川崎市消防手数料条例」（平成12年川崎市条例第34号）に、危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の申請に係る手数料について、減免及び徴収猶予の措置をできるようにすることを規定するものです。

また、減免等の適用要件、手続き等について、関係規則等に規定します。

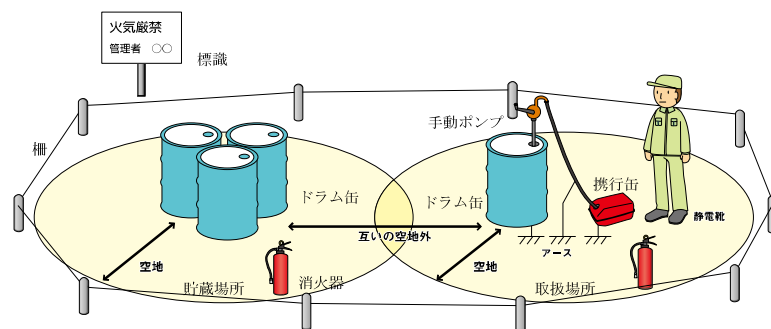
※減免の適用要件（案）

地震、津波等により市内の広範囲が甚大な被害を受け、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）若しくは「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用された場合又はそれと同等以上の被害があると認められた場合で、次のいずれかに該当するときとする。

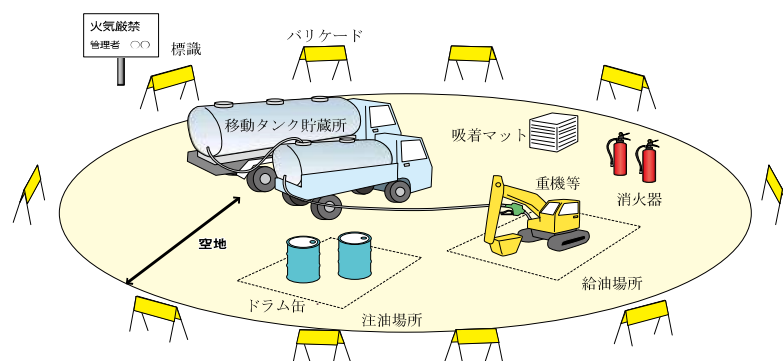
- （１）災害復旧活動のため、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うとき。
- （２）その他消防局長が必要と認めるとき。

なお、徴収猶予については、減免が適用されない災害時に、交通機関の途絶等により危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の申請がFAX等で行われ、当該申請に係る手数料を後日徴収することを想定して規定するものです。

災害復旧活動のために行われる危険物の仮貯蔵・仮取扱いの例



ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い



移動タンク貯蔵所等による給油、注油等

3 今後のスケジュール

- ・平成26年 9月 改正条例案 議会上程予定
- ・平成26年10月 改正条例 公布・施行予定